

京丹後市八丁浜シーサイドパーク臨時駐車場利用規則

平成 年 月 日

規則第 号

(趣旨)

第1条 この規則は、京丹後市都市公園条例(平成16年京丹後市条例第194号。以下「条例」という。)第7条の2第1項に規定する京丹後市八丁浜シーサイドパーク臨時駐車場(以下「臨時駐車場」という。)を利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(利用者の責務)

第2条 臨時駐車場を利用する者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、市長(条例第20条第1項に規定する指定管理者に有料施設の管理に関する業務を行わせる場合にあっては、指定管理者。以下次条から第7条において同じ。)が別に定める利用心得を守らなければならない。

(利用許可申請手続)

第3条 条例第7条の2第2項の規定による利用申請は、口頭申出による。

2 前項の申請は、利用の都度行なわなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

(許可書)

第4条 市長は、条例に基づき許可を受けた者に対して、利用許可書に代えて駐車料金領収書(様式第1号)を交付するものとする。

(供用日及び供用時間)

第5条 条例第7条の2第3項に規定する有料の臨時駐車場としての供用日及び供用時間は、次の期間内で各駐車場に表示のとおりとする。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

(1) 供用日は、7月1日から8月31日までの期間内で定める。

(2) 供用時間(入場申込時間)は、午前9時から午後4時までの期間内で定める。

(臨時駐車場の表示)

第6条 条例第7条の2第4項に規定する有料の臨時駐車場である表示は、駐車場名と利用料金及び供用日並びに供用時間(入場申込時間)等の必要事項を記載した看板(様式第2号)によるものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、臨時駐車場の利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

フロントガラスから見える場所に掲示してください。

No. _____

駐車料金領収書

領収金額 一金 500円也

上記のとおり、京丹後市八丁浜シーサイドパーク臨時駐車施設の利用料金を領収しました。(この領収書をもって施設の利用許可書に代えます。)

年 月 日

京丹後市長(指定管理者) 印

裏面の利用心得をよくお読みください。

八丁浜シーサイドパーク臨時有料駐車場

(多目的広場または駐車場)

利用料金 500円(1台1回につき)

供用期間 月 日から 月 日まで

時 間 午前 時から午後 時まで

注意事項

利用申込は係員まで口頭で申出てください。

駐車料金は利用申込時に徴収します。(受領時に発行する領収書をもって利用許可証とします。)

駐車場内での事故について市は一切関知しません。